

広島県告示第七百八十二号

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示

広島県土地開発指導要綱（昭和四十九年広島県告示第千百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五 (略)</p> <p>一九 (略)</p> <p>十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事</p> <p>十一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事又は第二十六条の特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事</p> <p>十二 二十七 (略)</p>	<p>第十五 (略)</p> <p>一九 (略)</p> <p>十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事</p> <p>十一 十六 (略)</p>

附 則

この告示は、令和五年五月二十六日から施行する。